|  |
| --- |
| 議　　事　　概　　要 |
| １　代表者会議の開会について  　　・定例会中は、一般審査終了後及び知事質問終了後にそれぞれ代表者会議を開会することとし、それ以外は必要に応じて開会。  　２　説明員の出席の取扱いについて  　　・副首都推進局のうち公立大学法人大阪に関する事項は、教育常任委員会が所管していることもあり、副首都推進局理事兼公立大学法人担当部長、公立大学法人担当課長の２名については本委員会への出席を原則求めないことについて、各会派了承。  　　・大阪府と大阪市の共同設置組織である副首都推進局については、本委員会の日程が、大阪市会の本会議又委員会と重なった場合、副首都推進局長は市会へ出席することになっている。  　　・理事者の出席については、申合せ事項のとおり、理事者の絞込みが可能な場合は、理事者側で出席者を限定して差し支えないこと、また、委員長の許可を得て、休憩又は質問者ごとに入れ替わり出席することができることとなっている。  　３　委員会室における水の提供について  〔資料１「議場における飲料水の提供について」参照〕  　　・４月１９日の議会運営委員会理事会おいて、資料１のとおり、議場における水の提供に関する取扱いが決定し、委員会についても本会議同様の取扱いとすることが決定されている。  　４　委員会の所管事務に係る調査について  〔資料２「常任委員会の所管事務に係る調査について（通知）」参照〕  　　・３月５日に議会運営委員会委員長より各常任委員会委員長あて以下の内容について通知。  ・常任委員会において 所管事務に係る調査を 積極的に実施すること  ・実施に当たっては、調査を一層充実させるため「参考人招致」、「知見の活用」及び「委員間討議」等の活用を基本とし、執行機関に出席を求める場合には、事務執行に配慮すること  ・この内容を踏まえ、本委員会における所管事務に係る調査について、実施の有無も含め、調査目的や項目など各会派の意向聴取。  　・大阪維新…今後の庁舎の在り方について  　・公明党…特になし  　・自民党…特になし  　・松浪委員…特になし  ・調査項目の決定、実施方法などについては、後日あらためて協議。 |

|  |
| --- |
| 議　　事　　概　　要 |
| ５　本日の委員協議会について  　　　　〔資料３「総務常任委員協議会次第」参照〕  　　・このあと１１時から委員協議会を開会し、所管事務事業の概要について理事者から説明を聴取。  　　・説明資料は、府議会情報共有サイトに掲載されているので、モバイル端末等にダウンロードのうえ持参するよう依頼。 |